

管理研究棟他キャノピー袖壁補修工事
仕様書

令和7年7月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
管理部 工務課

1. 件名

管理研究棟他キャノピー袖壁補修工事

2. 目的

本工事は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）BAサイトの管理研究棟及び計算機・遠隔実験棟にて、キャノピー袖壁のタイルが剥がれているため、これを補修するものである。

3. 施工期限

令和7年12月26日

4. 工事予定日時

受注後、QSTとの協議による。なお、原則として作業日及び時間帯は、土曜、日曜、祝日及びQSTの定める休日を除く9:00～17:30とする。

5. 施工場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館2番地166

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

管理研究棟 エントランスポーチ

計算機・遠隔実験棟 エントランスポーチ

6. 工事仕様（添付図面1～3参照）

(1) 建築工事

(1-1) 仮設工事

- ア. 工事中の建築物または機器等を毀損または破損の恐れのある所は、適切な養生を施すこと。また、工事作業により既設設備へ影響を与える可能性がある場合は、注意喚起表示を設けること。
- イ. 工事中は道路、作業場、資材置場等の清掃及び片付けを毎日励行し、不要品はすみやかに場外に搬出すること。特に、足場上部に置き忘れの無いよう注意すること。

(1-2) 土工事

- ア. 屋外側タイルの一部が土中となるため、壁沿いに幅300mm深さ400mm程度の掘削を行う。
- イ. 道路側には縁石が近傍にあるため一時撤去し、タイル補修後に復旧すること。

(1-3) 金属工事

- ア. 既設鉄骨下地について、ケレンを実施した上で錆止め塗装を行うこと。
- イ. 上部笠木のシーリングについて、以下の部分の打ち替えを実施する。シーリング材はMS-2を原則とし、施工前に資材についてQST職員の承諾を得ること。

(ア) 笠木継ぎ目

(イ) 柱パネルと袖壁上部笠木の取り合い部

(1-4) タイル工事

- ア. 既存タイル及び下地材を全面撤去し、更新するものとする。なお、既設品の仕様は以下のとおり。

a. 管理研究棟

(a) 下地材：A&Aマテリアル ハイラック 8mm

(b) タイル：INAX 二丁掛磁器質タイル（はるかべくんサニーロ） SN-4

(c) タイル目地：INAX イナメジBHシリーズ BH-3

b. 計算機・遠隔実験棟

(a) 下地材：A&Aマテリアル ハイラック 8mm

(b) タイル：INAX 二丁掛磁器質タイル（はるかべくんサニーロ） SN-5

(c) タイル目地：INAX イナメジBHシリーズ BH-3

- イ. 新設下地材は窯業系材の準不燃材又は不燃材とする。

- ウ. 新設タイルは二丁掛磁器質タイルとし、ニッタイ工業株式会社ジオスケープ同等品とする。

(1-5) サイン工事

- ア. 管理研究棟に設置されている建屋名切文字は更新とし、材質はSUSとする。
- イ. 管理研究棟に設置されている定礎板は再利用とする。
- ウ. 計算機・遠隔実験棟に設置されている建屋名板は更新とし、材質はSUSとする。

(1-6) 電気設備工事

- ア. 壁に設置されているドレンヒータ盤及び防雨型コンセントを取り外す際は損傷を与えないよう注意すること。取り外したものは損傷しないように養生を行うこと。
- イ. 電源停止の日時はQSTとの協議により決定するものとする。

(2) 試験・検査

(2-1) 共通事項

- ア. 検査は事前に検査申請書を作成し、確認を受けること。
- イ. 個々の検査における方法及び判定基準については、公共建築工事標準仕様書及び監理指針によるが、当該項目が無い場合については、QSTと協議すること。
- ウ. 計量器等で、公的機関により検定を受けられるものは、検定を受けているものを使用する。直尺、巻尺、ノギス等のJIS規格のあるものは、JIS規格（等級区分のあるものは1級）を使用すること。

(2-2) 要領

- ア. 資材検査
使用材料が指定された仕様どおりであることを確認する。
- イ. 外観検査
使用材料について、有害な変形、打こん、キズ等の異常がないことを確認する。
- ウ. 出来形検査
出来形が正常であり、有害な変形、打こん、クラック等の異常がないことを確認する。
- エ. 絶縁抵抗測定
機器、電線路等について、絶縁抵抗計を用いて測定し、所定の抵抗値であることを確認する。

(2-3) 区分

主要な試験・検査区分は下表のとおり。なお、受注者が自社検査を実施し、合格したものについて、QSTの検査を受けること。また、本表以外の試験・検査を妨げるものではない。

項目	試験・検査項目										備考
	資材検査	外観検査	出来形検査	絶縁抵抗測定							
塗装	◎	—	●	—							
タイル	◎	◎	●	—							
下地	◎	◎	●	—							
サイン	◎	◎	●	—							
コンセント	—	—	●	●							

凡例 ●：受注者=立会検査、QST=立会検査

◎：受注者=立会検査、QST=初回立会検査、以降同部材は書類検査

—：対象外

7. 提出書類

以下の書類を提出すること。

書類名	提出総数	返却(内数)	確認*1	指定様式	期限
工事着工届	2	(1)	不要	有	契約後速やかに

現場代理人届	2	(1)	不要	有	〃
主任技術者届	2	(1)	不要	有	〃
従業員就業届	1	-	不要	有	施工開始1営業日前
下請業者届出書*2	1	-	要	有	その都度
マスター工程表	2	(1)	不要	無	現場着手1週間前
施工計画書*3	2	(1)	要	有*4	施工開始1週間前
施工図	2	(1)	要	有*4	〃
資材承諾願	2	(1)	要	有*4	〃
安全衛生チェックシート	1	-	要	有	〃
リスクアセスメント実施報告書	1	-	要	有	〃
実施工程表(月間、週間)	1	-	不要	無	その都度
検査申請書	1	-	要	有	〃
検査報告書	1	-	不要	有	〃
工事日報	1	-	不要	有	作業日ごと
工事月報	1	-	不要	有	施工開始後毎月
重機月報	1	-	不要	有	〃
竣工届*5	1	-	不要	無	竣工後速やかに
工事写真	1	-	不要	無	〃
竣工図	1	-	不要	無	〃
図面等データ*6	1	-	不要	無	〃

*1 「確認」は次の方法で行う。

QSTは、確認が必要な書類を受領した際に、受注者に確認の期限日を連絡する。修正が必要であると判断した場合は、当該期限日までに修正を指示するものとする。

*2 下請負等がある場合に提出すること。

*3 作業工程表(任意様式)と緊急時連絡体制表(指定様式)を添付すること。

*4 表紙は指定様式とし、本文は任意様式とする。

*5 件名及び契約番号を記載すること。

*6 形式はdwg又はdxf、及びPDFを基本とし、CD又はDVDで提出する。

8. 検査条件

工事完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

9. 支給品・貸与品・撤去品

(1) 支給品

ア. 工事用電力及び水：QST指定箇所に限り支給可(無償)

(2) 貸与品

ア. 工事用土地：QST指定箇所に限り貸与可(無償)

イ. 竣工図書：1式

(3) 撤去品

ア. 磁器質タイル：1式

イ. ケイカル板(下地材)：1式

10. 別途作業

なし

11. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用すること。

(2) 本仕様に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」

の基準を満たしたものであること。

12. その他

- (3) 本工事において、関係法令、規則を遵守し、以下の基準等に準じて工事を施工すること。
 - ア. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - イ. 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ウ. 文部科学省 建築工事標準仕様書（特記基準）
 - エ. 建築工事監理指針
 - オ. 建築工事標準詳細図
 - カ. 日本産業規格（JIS）及び関係規格
 - キ. 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 諸規則
 - ク. その他 関係法令等
- (4) 受注者は QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し、安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (5) 受注者は業務を実施することにより取得した当該作業に関するデータ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を QST の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 受注者は異常事態等が発生した場合、QST の指示に従い行動すること。
- (7) 受注者は火災・人身事故等が発生した場合、QST の定める通報連絡基準に則り連絡すること。
- (8) 構内は全面禁煙とする。
- (9) 工事中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」を遵守して行うこと。
- (10) 工事着手に先立ち、QST と工事の安全について十分打合せしたのち着工すること。工事現場の安全管理は、法令に従い、受注者の責任において自主的に行うこと。
- (11) 受注者は災害防止のための作業規制や現場立入規制等を行い、管理下の工事関係者に周知徹底するとともに、安全確保のために必要な施策を行い、事故の発生防止に努めること。
- (12) 受注者は毎日の作業に先立ち必ず TBM 及び KY を実施し、その内容を作業場所の見やすい位置に表示すること。
- (13) 全作業員の安全意識の高揚に努めるとともに、安全作業の習慣化や作業規則の厳守等に対する安全教育の徹底に努めること。特に末端の作業員にまで、本工事の安全衛生管理を十分に認識させ、良い意味での緊張感を持たせて作業にあたらせること。
- (14) 工事現場は、常に整理整頓を励行し、かつ、清潔に保つこと。
- (15) 危険作業を行う場合には、事前に QST と施工前打合せを実施し、想定される事象に対して適切な対策を講じること。
- (16) 交通法規を遵守することはもとより、工事現場周辺の交通に障害を与えないこと。万一生じた紛争は、受注者が自主的に解決するものとし、QST は一切責任を負わない。
- (17) 本工事において、建設副産物が発生する場合の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して行うこと。
- (18) 撤去品の処分については、受注者の責任において適正に処分すること。
- (19) 特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）を遵守して行うこと。
- (20) 石綿含有建材の調査について、当該建築物の着工日は 2006 年 9 月 1 日以降であり、石綿は含有されていない。
- (21) 工事に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅滞なく実施すること。
- (22) 工事の際は、建物及び室内の器物等を毀損しないように注意すること。万一毀損した場合は QST 職員の指示に従い同等の材料にて速やかに復旧するものとする。以上の他、受注者の故意又は過失により QST 又は第三者に損害を与えた場合は、損害賠償等の措置を取ること。
- (23) 現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置又は取付け工法を多少変更する等の

軽微なもの、また、設計図等に一切記載がないものであっても軽微なものは、QST と協議し、受注者の負担において誠実に施工すること。

13. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

工事名 管理研究棟他キャンピ一袖壁補修工事

金 円也(税込)

内 訳

名 称		仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
I	直接工事費		式	1			
II	共通費		式	1			
	合計						
III	消費税		%	10			
	総合計						

名 称		仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(4)	タイル工事						
	既存解体撤去	立上コンクリート補修含む	式	1			
	下地		m ²	38			
	タイル	二丁掛 227×60	m ²	46			
	タイル 曲がり部		m	10			
	目地		m ²	46			
	(4) の計						

名 称		仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(4)	タイル工事						
	既存解体撤去		式	1			
	下地		m ²	23			
	タイル	二丁掛 227×60	m ²	23			
	タイル 曲がり部		m	10			
	目地		m ²	23			
	(4) の計						

